

「来てふくしま体験住宅提供事業」Q & A

令和4年4月1日
建築住宅課

【使用許可対象者関係】

- Q 1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故等により、避難している場合も対象となるか。
- A 1 帰還は対象となりませんが、起業を目的としている方で要件を満たす場合は対象となります。
- Q 2 単身者も使用できるか。
- A 2 単身者でも要件を満たす場合は使用できます。
- Q 3 学生でも県内で起業を検討していれば使用できるか。
- A 3 学生でも使用できます。
- Q 4 県外から県内の大学に通学しており、卒業後は県内に住むことを検討しているが使用できるか。
- A 4 移住を検討されている方で要件を満たす場合は使用できます。
- Q 5 県外から県内の大学に進学し、現在は県内に住んでいるが、卒業後はそのまま定住することを検討しているが使用できるか。
- A 5 移住を検討されている方で要件を満たす場合は使用できます。
進学前に県外に居住していた証明は、住民票に従前の住所を記載し提出してください。（住所を異動していない場合は必要ありません）
- Q 6 現在、県外に住んでいるが、住民票は福島県にある。申請は可能か。
- A 6 移住を検討されている場合は、様式3の提出書類に併せて県外居住を証明する資料（現在居住している賃貸住宅の契約書の写等）の提出が必要になります。
起業を検討されている場合は、様式3の提出書類のみで申請できます。
- Q 7 現在、県内に住んでおり、起業を検討しているが使用はできるか。
- A 7 起業を検討し関係機関への相談を行っている方で要件を満たす場合は使用できます。
- Q 8 既に起業しており、新たな分野での起業を検討しているが使用できるか。
- A 8 過去に起業したことがある方は使用できません。
起業したことがある方とは、税務署に個人事業の開業届を申請したことがある方、及び代表者として会社（法人）登記したことがある方です。

Q 9 以前に県営（市町村営）住宅に居住していたことがあるが使用できるか。
A 9 県営（市町村営）住宅の居住実績の有無に関わらず、要件を満たす場合は使用できます。

Q10 移住を断念した場合や起業に至らなかった場合は、罰則等はあるのか。
A10 罰則等はありません。

Q11 移住（起業）のために使用したいが、週末のみの使用は可能か。
A11 可能ですが、要件となる実施要領4（5）、（6）を行う必要があります。

Q12 一度使用した後、他の地域を体験してみたいが複数回申請可能か。
A12 使用した県営住宅が存する市以外の県営住宅であれば申請可能です。
また、その場合の使用期間は実施要領6（2）のとおりです。

Q13 使用しながら起業は可能か。
A13 可能ですが、使用する住戸を会社の所在地とすることはできません。住戸内でのテレワークは可能です。

Q14 期間終了後、引き続き居住することはできるか。
A14 居住することはできません。

Q15 延長は複数回可能か。
A15 可能です。様式1又は2、及び様式6、8を提出してください。
ただし、延長は最長で令和5年2月28日までとなります。

Q16 申請者を変更することは可能か。
A16 できません。

Q17 申請者が使用せず、同居者だけで使用することは可能か。
A17 できません。

【使用許可関係】

Q18 事前に住戸内を見学したいが可能か。
A18 可能です。希望する団地がある県建設事務所にご相談ください。

Q19 3か月未満で退去できるか。
A19 転勤、結婚、離婚等のやむを得ない場合を除き、原則、3か月以上です。

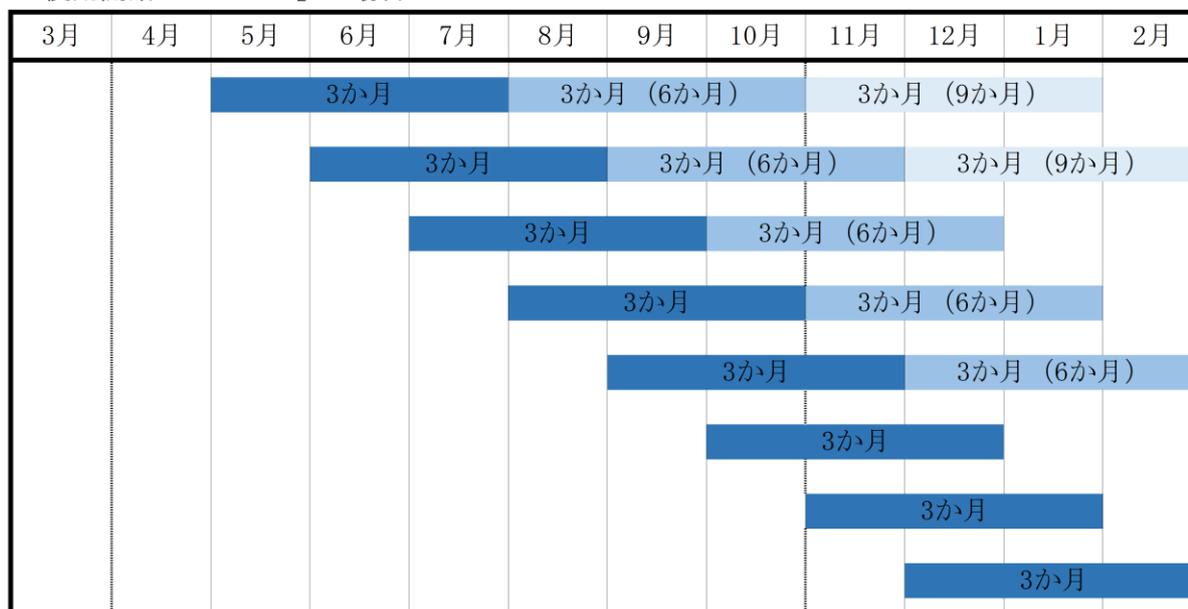
Q20 やむを得ず3か月未満で退去する場合、どのような手続きが必要か。
A20 行政財産使用許可変更申請書（様式6）を提出し、使用期間の変更を申請してください。ただし、使用料は返還できません。

- Q21 家財等が故障した場合は誰が対応するか。
A21 故意又は過失による毀損は使用者が対応し、故意又は過失による毀損以外は、県が保障の範囲で対応します。
- Q22 使用する人数が増える（減る）が変更申請は必要か。
A22 必要です。行政財産使用許可変更申請書（様式6）を提出してください。
- Q23 緊急連絡人を変更する場合、変更申請は必要か。
A23 必要です。行政財産使用許可変更申請書（様式6）を提出してください。
- Q24 使用終了後、家財等を譲り受けることはできるか。
A24 お譲りすることはできません。
- Q25 申請は郵送やメールでも可能か。
A25 可能です。
- Q26 報告書（様式8）の「3 SNSでの情報発信内容」は別にプリントアウトしたものを添付しても良いか。
A26 具体的に情報発信内容が分かるものであれば構いません。
- Q27 Wi-Fi 設備とはどのようなものか。
A27 Wi-Fi 設備とは置き型のホームルーターです。（コンセントに指すだけで使用可能なもの。工事不要、プロバイダ不用のもの。）
使用方法によっては速度制限が付く場合があります。
- Q28 令和4年度の募集期間はいつからいつまでか。
A28 令和4年4月1日～令和4年10月31日までです。
- Q29 令和3年度から継続使用しているが、実施要領等の令和4年4月1日改正は適用されるのか。
A29 適用されません。令和4年4月1日以降に使用開始する方から適用されます。
- Q30 延長は3か月単位とあるが、3か月未満となる場合は、延長できないのか。
A30 3か月単位となるため、3か月未満になる場合は延長できません。
- Q31 使用料を納付すれば直ちに鍵を引き渡してもらえるのか。
A31 確認には納付後3日程度を要しますが、領収書の写しを提出していただければ鍵の引き渡しは可能です。

Q32 使用期間の延長できる回数は使用開始日により異なるのか。

A32 延長できる期間は以下のとおりです。

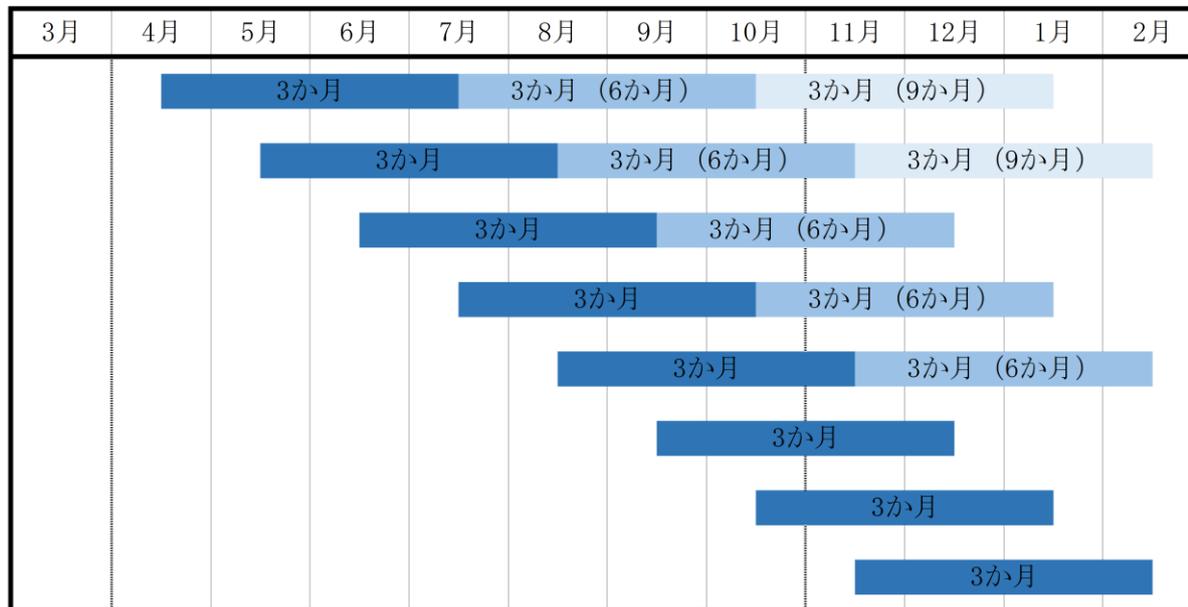
■使用開始日が「1日」の場合



▲募集開始

▲募集終了

■使用開始日が「1日以外」の場合



▲募集開始

▲募集終了

※使用開始日が「1日以外」の場合、最初の3か月の使用料は4か月にまたがることから、使用料40,000円を一括納付となります。

【費用負担関係】

Q33 使用料以外の共益費、自治会費、駐車場使用料はいくらか。

A33 使用する団地毎に異なるため、各建設事務所に御確認ください。

Q34 浴槽、給湯器（バランス釜式）のリース費用はいくらか。

A34 概ね月額2,000円ですがガス事業者により異なることから、使用を希望する対象団地のガス事業者を建設事務所にお問い合わせください。

Q35 月の途中から使用する場合、使用期間3か月はいつまでか。

A35 使用許可日から3か月後となります。例えば5月15日から使用開始した場合、8月14日までです（月の日数は考慮しません）。
その場合、使用期間が4か月にまたがるため、使用料は4か月分となります。

Q36 月の途中から使用開始し、使用期間を延長した場合の使用料はどうなるか。

A36 変更前使用期間の最終月と変更後使用期間の最初月が重複することから、延長使用期間の使用料は3か月分とします。

例)

当初使用期間 5/15～8/14：4か月分の使用料

変更使用期間（延長）8/15～11/14：3か月分の使用料

※8/15～8/31の使用料は8/1～8/14の使用料（1か月分）に含まれる。

実質9、10、11月の3か月分となります。

Q37 実施要領6（1）キの「使用期間に応じた額」とはいくらか。

A37 ・各月の1日から使用開始する場合：30,000円（10,000円×3か月）

・各月の1日以外から使用開始する場合：40,000円（10,000円×4か月）

※使用期間が4か月にまたがるため。

なお、使用料は一括納付となります。

Q38 実施要領6（1）シの「使用期間に応じた額」とはいくらか。

A38 ・延長の場合：30,000円（10,000円×3か月）

なお、使用料は一括納付となります。

【情報発信関係】

Q39 福島の魅力について情報発信とは具体的にどのようなものか。

A39 食、人、温泉、祭り、観光地など福島魅力を情報発信することです。

Q40 SNSとは何か。

A40 フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどを想定しています。

Q41 SNSの発信の回数にノルマはあるか。

A41 2回／月以上です。

Q42 SNS の発信を怠った場合、罰則等はあるのか。

A42 罰則等はありませんが、使用許可の取消しとなる場合があります。また、使用許可期間の延長はできません。

Q43 SNS の発信について、申請時と異なるアカウントで投稿したい場合はどうすれば良いか

A43 行政財産使用許可変更申請書（様式6）を提出してください。

Q44 SNS のプライバシー設定を公開にするため、新たにアカウントを作成しても良いか。

A44 良いです。